

F A O／W H O 合同食品規格計画

第 16 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時 : 2007 年 11 月 26 日 (月) ~11 月 30 日 (金)

場所 : サーファーズ パラダイス (オーストラリア)

仮議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3 .	ステップ 4 における食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン (CAC/GL 53-2003) の付属文書原案
4 .	食品輸出入検査認証の原則 (CAC/GL20-1995) 及び食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価・認定に関するガイドライン (CAC/GL26-1997) の改正の必要性に関する討議文書
5 .	国内の食品検査システムに係るガイダンスの必要性に関する討議文書
6 .	海外監査団による検査の実施のためのガイドラインの策定に関する討議文書
7 .	トレーサビリティー／プロダクトトレーシング (T/PT) の適用のための更なるガイダンスの必要性に関する討議文書
8 .	乳・乳製品の輸出証明書モデル案の「公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン (CAC/GL38-2001)」との整合性
9 .	その他の事項及び今後の作業 - 衛生健康証明書の一般様式策定に関する討議文書
10 .	次回会合の日程及び開催地
11 .	報告書の採択

第 16 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の主な検討議題

日時 : 2007 年 11 月 26 日 (月) ~ 11 月 30 日 (金)

場所 : サーフアーズ パラダイス (オーストラリア)

主要議題の検討内容

議題 3 食品の検査認証にかかる衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書原案 (ステップ 4)

当該議題については、前回部会で詳細な検討を行う時間がなかったこともあり、米国が再度新たな原案を準備し、本年 6 月に作業部会を開催して議論された（我が国も参加）。作業部会においては、本付属文書の対象を「衛生措置」に明確に限定すること（すなわち、所轄官庁の組織や表示等、衛生措置以外の食品安全管理システムの要素に拡大適用しないこと）が確認された他、「比較の客観的根拠 (OBC)」のセクションについては、まだ各国の経験が乏しいこともあり、OBC の具体的な例示は含まないことが合意されている。

作業部会が作成した原案は、親ガイドラインの内容から逸脱せず、全体的に、ケース・バイ・ケースの柔軟な適用が可能となるような内容になっており、特段の問題点は無いと思われるが、引き続き各国の意見を聴取しつつ、適宜対応したい。

議題 4 ~ 7 新規作業に関する討議文書（別紙 1 参照）

- ・ CCFICS では、2003 年以降、同年の部会で優先順位が付けられた 7 つの新規作業提案について作業を進めてきたが、今回ステップ 4 で検討する同等性評価のガイドライン付属文書原案を除き、全ての作業が完了した。
- ・ この状況を受け、昨年、議長国の豪州を中心として新たな作業提案が出され、今部会では、提案国が用意した討議文書に基づき、新規の作業とするか否かを検討することとされている。

(議題 5.) 国内の食品検査システムに係るガイダンスの必要性に関する討議文書（提案国：豪州）

- ・ CCFICS が所管する食品の輸出入のための検査・認証制度に関する諸規格に整合した国内向け食品の検査制度を構築するためのガイドラインの作成を提案する討議文書である（別紙 2 参照）。
- ・ 輸出入のための検査・認証に関する規格の確実な実施のため、なぜ国内の食

品検査制度に関するガイドラインが必要なのかに留意しつつ対応したい。

(議題 6.) 海外現地査察及び検査の実施のためのガイドラインの策定に関する討議文書（提案国：豪州）

- ・輸出国の措置を評価する手段として行われている、輸入国による現地調査、査察又は検査について、その原則及びガイドラインを策定することを提案する討議文書である（別紙3参照）。
- ・様々な規格において、既に海外現地査察及び検査が位置付けられており、これらの実施に支障は生じていないことから、新たな規格の作成意図に留意しつつ対応したい。

(議題 7.) トレーサビリティー／プロダクトトレーシング (T/PT) の適用のための更なるガイダンスの必要性に関する討議文書（提案国：ノルウェー）

- ・昨年策定された「食品検査認証におけるトレーサビリティー／プロダクトトレーシング (T/PT) の適用のための原則(CAC/GL 60-2006)」の適用を促進するためのガイダンス作成を提案する討議文書である（別紙4参照）。
- ・各国の物流システムや情報技術には違いがあることから、具体的な必要性に基づき留意しつつ、経験に裏付けられた実効性のあるものとなるよう対応したい。

（以上）

2003年以降のCCFICSの主な新規作業とその作業状況

別紙1

優先順位 作業						
	2003	2004	2005	2006	2007	2008
1 食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書				Step4で検討		
2 電子証明のための原則		CAC/GL38の付属文書として採択				
3 リスクベースによる輸入食品の検査のためのガイドライン			CAC/GL47の付属文書として採択			
4 食品検査認証制度におけるトレーサビリティ/プロダクトレーシング適用のための原則			規格として採択			
5 輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン改定		作業中止				
6 公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン改定			規格として採択			
7 食品輸入管理制度のためのガイドラインにおける“適当な期間”的明確化		CAC/GL47のfootnoteとして反映				
? 国内の食品検査制度に関するガイドランサス作成				討議文書提案		
? 海外現地査察及び検査の実施に関するガイドランサス作成				討議文書提案		
? トレーサビリティ/プロダクトレーシング適用のための更なるガイドランサス作成				討議文書提案		

食品輸出入・検査認証部会(CCFICS)が所掌する規格

- 食品輸出入検査認証の原則 (CAC/GL 20-1995)
- 食品輸入管理制度に関するガイドライン (CAC/GL 47-2003, Rev. 1-2006)
- 食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価・認定に関するガイドライン (CAC/GL 26-1997)
- 食品輸出入検査認証制度についての同等性に関する合意の形成に関するガイドライン (CAC/GL 34-1999)
- 食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン (CAC/GL 53-2003)
- 公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン (CAC/GL 38-2001, Rev. 1-2005, Rev. 2-2007)
- 食品安全性の緊急事態における情報交換に関する原則とガイドライン (CAC/GL 19-1995, Rev. 1-2004)
- 輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン (CAC/GL 25-1997)
- 食品検査認証におけるトレーサビリティ/プロダクトレーシング(T/PT)の適用のための原則 (CAC/GL 60-2006)

プロジェクト文書(抜粋)

国内食品検査制度に関するガイドラインの策定に向けた新たな作業の提案

提案国：オーストラリア

提案する規格の目的、および範囲

各国政府が、自国民の健康の保護に貢献し、国際的義務を満たす制度を整備する際に、これを支援するものとなりうる、国内食品検査制度の施行に関するガイドラインを策定することが目的である。

CCFICS（食品輸出入検査・認証制度部会）が提案された作業を正当なものと認める場合、同部会は、この作業が CCFICS の既存の委託事項（ToR）の範囲で可能なもののかを判断する必要があります。既存の ToR では不十分な場合、同部会では、その見直しが必要となる場合もあります。

妥当性、および適時性

コーデックスと CCFICS はこれまで、食品の生産と衛生に関するいくつかの規格を策定してきたが、公衆衛生を保護し、国際的義務を遂行するための国内食品検査制度を整備するためのガイドラインや規格の施行に関する指針となる文書は限られている。

既存の CCFICS ガイドラインの主な対象は、輸出入検査認証制度に限られていますが、

- ・ 食品は主に、国内消費を目的として調製され、検査される。
- ・ 多くの国では、コーデックス文書が国内規制に直接採用されている。
- ・ コーデックス規格または他の国際規格の施行に関する指針はほとんど存在しない。

対象とすべき主な課題

オーストラリアは、国内食品検査制度に関するガイドラインの策定を提案する。これは、「食品輸入管理制度に関するガイドライン」〔*Guidelines for Food Import Control Systems*〕（CAC/GL 47-2003）、「食品輸出入検査認証の原則」〔*Principles for Food Import and Export Inspection and Certification*〕（CAC/GL 20-1995）、および「食品輸出入検査認証制度の設計、運用、評価、および認定に関するガイドライン」〔*Guidelines for the Design, Operation, Assessment and Accreditation of Food Import and Export Inspection and Certification Systems*〕（CAC/GL 26-1997）で与えられる情報を補足するものである。

オーストラリアは、CCFICS がこのガイドラインの策定に原則的に同意した場合、その作業を以下の形で実施することを提案する。

- ・ CCFICS の ToRs の評価、および必要な場合その修正。
- ・ 国内検査に関して追加的指針が必要な分野を確定するため、既存の CCFICS（およびコーデックス文書）の調査。以下でその詳細を説明する国内食品検査制度の施行に必要な政策、およびインフラを扱うガイドライン案の起草。

以下略。

プロジェクト文書(抜粋)

新たな作業の提案 - コーデックス食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)

海外現地監査および検査の実施に関する原則、およびガイドラインの策定の提案

提案者 : CCFICS

提案する規格の目的、および範囲

ここで提案する規格の目的は、海外現地監査および検査に関する既存の作業を一つの文書に統合し、これらの活動に関する原則、およびガイドラインを策定することにある。

妥当性、および適時性

海外現地監査および検査は、輸入国が輸出国の検査認証制度を評価するために採用するケースが増加しており、また、こうした検査の報告書は、第三国が輸出国の制度に関する自国の評価を報告するために利用する場合もある。

諸活動、および関連する結果が、目標または関連する技術的または衛生上の手段に適合したものであるかを判断するために、検査認証制度の評価を行うという考え方には、コーデックスに採用された多くの文書に記載されているが、アプローチの一貫性と摘要の透明性を確保するための、こうしたタイプの現地評価の実施に関する国際的な指針は存在しない。

輸入国による評価の重要性からすれば、アプローチの一貫性を確保するためにコーデックスがガイドライン文書を策定することは、食品貿易の公正な慣行を保証するものとなり、また消費者の健康の保護に貢献するものとなる。

対象とすべき主な課題

- この作業には、実際には二つの課題がある。1) 既存のコーデックス文書の調査。
2) 原則／ガイドラインの策定。これらの課題をより明確にし、詳細に規定することなどを提案する。

この作業の主な課題は、以下の通り。

1. 種々の CCFICS 文書に含まれる規定のうち、海外現地監査および検査を実施する時期、および理由に該当する規定を特定するための、既存の CCFICS (およびコーデックス文書) の調査。
2. 海外現地監査および検査の実施に関する原則、およびガイドラインの策定。こうした文書は、海外現地監査・現地検査の実施に対する制度ベースのアプローチのための、一貫した枠組みを与えるものとなる。

以下略。

プロジェクト文書(抜粋)

トレーサビリティー／プロダクトトレーシングに関するガイドラインの策定に向けた 新たな作業の提案 提案国：ノルウェー

1. 提案する規格の目的、および範囲

トレーサビリティー／プロダクトトレーシングに関するコーデックスガイドラインは、トレーサビリティー／プロダクトトレーシングの手段を施行しようとする国々を支援するものであり、すでに採用されている原則と合わせて、消費者の健康を保護し、食品貿易の公正な慣行を促進し、消費者に信頼できる情報を提供し、且つ不必要的貿易の混乱を回避しつつ、不公正な技術的障壁が貿易に持ち込まれないことを保証する、こうした手段の開発、および運用の枠組みを提供するものとなり得る。

同ガイドラインは、国内当局がトレーサビリティー／プロダクトトレーシングを、食品を流通過程の 1 段階後ろ及び 1 段階手前まで追跡することを可能にする情報ツールとして利用する際の、実践的な指針として役立つものとなり得る。このようにして、トレーサビリティー／プロダクトトレーシングは、具体的な危害が特定された場合に、関連食品を速やかに且つ対象を限定して市場から回収またはリコールすることを可能にし、且つそれによって消費者の健康に対する潜在的な悪影響、経済的損失、および食品貿易に対する潜在的な悪影響を最小化することによって、対象を絞り込んだ措置を採用するための、リスク管理手段として利用することができる。

トレーサビリティー／プロダクトトレーシングをプロセス管理措置と結びつけば、食品が生産・加工・流通条件などの食品安全要件に準拠していることを確認することができる。また、食品検査・認証体制で定められた他の要件（原産国、有機栽培、コーチャやハラールなどの宗教的配慮など）を満たしていることを確認することも可能である。

2. 妥当性、および適時性

すでに多くの国では、トレーサビリティー／プロダクトトレーシングに関する要件を採用し、施行しているが、トレーサビリティー／プロダクトトレーシング採用の詳細さの度合いについては、国ごとに異なっている。現在の国際的な展開から見れば、複雑でハイモナイゼーションされていない諸制度が導入され、これが貿易障壁となることを回避するため、コーデックスが最低要件のガイドラインを策定し、各国政府によるトレーサビリティー／プロダクトトレーシングの施行を支援することが必要である。

3. 対象とすべき主な課題

原則⁸が包括的で一般的であることから、各国政府には、トレーサビリティー／プロダクトトレーシングの施行に関する更なる指針が必要となる場合がある。

同ガイドラインには、トレーサビリティー／プロダクトトレーシングという概念の理解とその施行を支援するための要素、つまり「製品の同定」（食品を同定する能力）、「製品情報」（出荷元、加工方法、および出荷先を前後一段階について）、および「製品同定と製品情報の結合」が含まれることになる。

同ガイドラインは、国内当局がトレーサビリティー／プロダクトトレーシングを利用する際の、実践的な指針として役立つものとなる。ガイドラインでは、リスク管理におけるトレーサビリティーの役割、製品の信頼性、真正性、および同定のためのトレーサビリティーの利用、同等な措置の採用、トレーサビリティーの実行可能性、特に発展途上国におけるトレーサビリティー採用の実現可能性、製品の性質と原産地に関する消費者の信頼と情報、およびトレーサビリティーを法的責任とは正措置に利用する可能性について詳細に規定することができる⁹。

以下略。

⁸

CAC/GL 60-2006

⁹

ALINORM 01/21 Part IV – Add. 1